

人類史的原発事故 「福島」を終わらせない。



私たちは、「福島」を終わらせないためにただかいつけています。このたたかいは、日本の未来をつくるたたかいです。このたたかいを勝ち抜くためには多くの方々への支援が大きな力です。

このたび、私たちは、福島切り捨ての実態を訴え、たたかう仲間を増やすため、全国紙に意見広告を出します。

「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟は、4000名の原告団が、国と東電を被告として、事故の責任を追及するとともに、原状回復・被害の全体救済、脱原発を求めているものです。

裁判では、地震津波による全電源喪失を予見できたのに対策を怠ってきたことを明らかにし、裁判所が現地に赴いて被害実態の検証を実施させるなど、国と東電を追い込もうと全力でたたかっています。

この裁判を勝ち抜き、福島の切り捨てを許さず、原発ゼロの日本を実現するためにも、みなさんのご支援が大きな力となります。

願います。

新聞意見広告・生業裁判への支援をお願いいたします。

振替払込請求書兼受領証

口座番号	0224019
加入者名	生業訴訟原告団
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
金額	※ 5,000 円 × 1 個 1,000 円 ×
ご依頼人	おなまえ
料金額	円
日 附 印	

記載事項を訂正した場合は、その箇所にご印を押してください。
切り取らないでお出しください。

払込取扱票

00	仙台	記号	1114460	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
0224019		番号	1114460	金額	※ 5,000 円 × 1 個 1,000 円 ×
加入者名	生業訴訟原告団				
通 信 欄	<input checked="" type="checkbox"/> 新聞意見広告賛同 <input type="checkbox"/> 団体1口 5,000 円 × <input type="checkbox"/> 個人1口 1,000 円 ×				
ご依頼人	おなまえ				

各票の※印欄は、「依頼人」において記載してください。

●新聞意見広告賛同

団体1口 5,000 円 ×
 個人1口 1,000 円 ×

ひとこと

おなまえ

日 附 印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょう銀行) (承認番号: 仙第10789号)
 これより下部には何も記入しないでください。

掲載紙 朝日新聞社
 賛同金 団体1口 5000円
 個人1口 1000円(いずれも何口でも可)
 申込期間 2016年5～12月

『生業を返せ、地域を返せ!』
 福島原発訴訟原告団・弁護団

事務局
 〒960-8111
 福島市五老内町9-4オフイスビル2F北
 Tel.024-572-6480 Fax.024-572-6481
 Email: jimukyoku@nariwaisoshou.jp

福島を切り捨てる 「20ミリシールド受忍論」を 許さない。

国と東電は、2015年6月以降、被害切り捨ての姿勢をいよいよ明確にしています。帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されなままでの避難指示解除、将来損害を含むとして「2倍相当」を一括して支払う形での営業損害の賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、要するに被害はもう終わつたとして、救済を「店じまい」しようとしています。

こうした方針の根底には、「年間線量20ミリシールド以下は我慢せよ、被害とはみなさない」(20ミリシールド受忍論)という考え方があります。

福島切り捨てを許さず、私たちが、生業裁判を通じて、国と東電の20ミリシールド受忍論の押しつけとたたかっています。そして、裁判は、来年には福島地裁での審理が結審し、判決となることが見

生業裁判

私たちがたたかい続けます

込まれています。裁判を勝ち抜いていくためには、より多くの方にこの「20ミリシールド受忍論」という仕掛けを知っていただき、たたかう仲間と福島切り捨てを許さない世論を作ることが急務です。生業裁判の勝訴と原状回復・被害の全体救済・脱原発を目指して、ともに声をあげましょう！

呼びかけ人

- 荒井新二(弁護士・自由法曹団団長) 井上淳一(脚本家・映画監督) 内村千尋(不屈館館長) 植田英一(元自民党福島県連幹事長)
- 大田昌秀(元沖縄県知事) 小淵真理(アラシエヴィッツ平和博物館長) 海南友子(ドキュメンタリー映画監督) 今野順夫(元福島大学学長)
- 坂手洋二(劇団燐光群主宰・日本劇作家協会会長) 佐藤栄佐久(元福島県知事) 白井聡(京都精華大学専任教員) 想田和弘(映画作家)
- 中村純(詩人・編集者・ライター) 西谷文和(フリージャーナリスト) 蓮池透(元東京電力社員) 浜矩子(同志社大学教授)
- 堀潤(元NHKキャスター・8bit news 主宰) 松竹伸幸(かがわ出版社編集長) 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)

(ご注意)
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内には、つきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
・ご依頼人様からご提出いただいたきり、おなまます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

譲渡相当額以上
貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。